

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月31日

岩手県災害対策本部長

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県災害対策本部規程の一部を改正する訓令

岩手県災害対策本部規程（平成8年岩手県災害対策本部長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p>	<p>(災害対策副本部長及び災害対策本部員)</p>
<p>第3条 [略]</p>	<p>第3条 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p>	<p>3 災害対策本部員（以下「本部員」という。）は、次に掲げる者をもって充てる。</p>
<p>(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長（総務部長及び復興局長を除く。）、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長</p>	<p>(1) 岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する部局等及び出納局長（総務部長を除く。）、総務部副部長、総合防災室長並びに東京事務所長</p>
<p>(2)～(5) [略]</p>	<p>(2)～(5) [略]</p>
<p>4・5 [略]</p>	<p>4・5 [略]</p>
<p>(支部連絡員)</p>	<p>(支部連絡員)</p>
<p>第20条 [略]</p>	<p>第20条 [略]</p>
	<p><u>(現地連絡員)</u></p>
	<p><u>第20条の2 地方支部に、現地連絡員を置き、支部長が地方支部の職員のうちから2人以上を指名する。</u></p>
	<p><u>2 本部長、広域支部長又は支部長は、災害により被害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）からの情報収集が困難であると認めるときは、当該被災市町村に現地連絡員2人以上を派遣する。</u></p>
	<p><u>3 現地連絡員は、被災市町村における災害情報の収集及び被災市町村から本部、広域支部及び地方支部への情報の伝達を担当する。</u></p>
<p>第22条 [略]</p>	<p>第22条 [略]</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
	<p><u>3 現地本部は、現地本部長、現地本部員及びその他の職員をもって構成する。</u></p>
	<p><u>4 現地本部長は、広域支部長をもって充てる。</u></p>
	<p><u>5 現地本部員は、現地本部長が災害地を所管する広域支部の職員のうちから指名する。</u></p>
<p>(調査班)</p>	<p>(調査班)</p>
<p>第25条 [略]</p>	<p>第25条 [略]</p>
<p>2 調査班は、災害の現場における被害の状況、<u>災害により被</u></p>	<p>2 調査班は、災害の現場における被害の状況、被災市町村の</p>

害を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）の行政機能、被災市町村が必要とする支援内容等を調査し、本部長に報告する。

3 [略]

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分		配備基準	配備職員の範囲
(1) 指定職員 員配備 (1号) 体制 (以下 「指定 職員配 備体制 」とい う。)	本部	ア～カ [略] キ 八幡平又は栗駒山 に噴火警報（居住地 域）又は噴火警報（ 山麓）が発表された 場合 ク～コ [略]	[略]
	広域支 部及び 地方支 部	ア～カ [略] キ 所管区域内の火山 （八幡平又は栗駒山 に限る。）に噴火警 報（居住地域）又は 噴火警報（山麓）が 発表された場合 ク～コ [略]	[略]
[略]			

2 [略]

(活動要領)

第28条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 支部長は、必要に応じ、職員の中から連絡員を指名した上で、当該連絡員を市町村その他の関係機関に派遣し、情報の収集及び地方支部からの情報の伝達に当たらせる。

2・3 [略]

(応援職員の配置)

第32条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は総務部長（支部長にあつては、広域支部長）に対し応援職員の派遣を要請する。

行政機能、被災市町村が必要とする支援内容等を調査し、本部長に報告する。

3 [略]

(配備体制)

第27条 本部の配備体制の区分、配備基準及び配備職員の範囲は、次のとおりとする。

区 分		配備基準	配備職員の範囲
(1) 指定職員 員配備 (1号) 体制 (以下 「指定 職員配 備体制 」とい う。)	本部	ア～カ [略] キ 八幡平又は栗駒山 に噴火警報（居住地 域）が発表された場 合 ク～コ [略]	[略]
	広域支 部及び 地方支 部	ア～カ [略] キ 所管区域内の火山 （八幡平又は栗駒山 に限る。）に噴火警 報（居住地域）が発 表された場合 ク～コ [略]	[略]
[略]			

2 [略]

(活動要領)

第28条 指定職員配備体制における活動の要領は、おおむね次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

2・3 [略]

(応援職員の配置)

第32条 各部長、広域支部長及び支部長は、災害応急対策を実施するための職員が不足する課等、地方支部又は班がある場合は、部内の他の課等、所管区域内の他の地方支部若しくは地方支部内の他の班から応援職員を配置し、又は本部支援室長（支部長にあつては、広域支部長）に対し応援職員の派遣を要請する。

- 2 総務部長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合又は連絡が取れない場合で必要と認めるときは、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。
- 3 広域支部長は、前項の規定による派遣の措置を講じた場合には、速やかに総務部長に報告する。
- 4 総務部長は、応援職員の派遣に当たっては、必要に応じ、岩手県議会事務局、本部を構成する組織以外の県の執行機関並びに岩手県知事部局行政組織規則第2章に規定する復興局及び同規則第3章に規定する広域振興局以外の出先機関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
県土整備部	[略]	
国体・障がい者スポーツ大会部	[略]	
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
総務部	[略]		
	法務学事課	[略]	[略] 私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。 <u>通信関係の被害調査及び応急対策に関すること（県施設内及び県施設間によるものに限る。）。</u> 災害応急対策に必要な法令の解釈及び運用の支援に関すること。
[略]			
政策地域部	[略]		
	NPO・文化国際	NPO・文化国際課総	海外からの支援の受入れの連絡調整に関すること

- 2 本部支援室長又は広域支部長は、前項の規定による派遣要請を受けた場合又は連絡が取れない場合で必要と認めるときは、速やかに、応援職員の派遣の措置を講じる。
- 3 広域支部長は、前項の規定による派遣の措置を講じた場合には、速やかに本部支援室長に報告する。
- 4 本部支援室長は、応援職員の派遣に当たっては、必要に応じ、岩手県議会事務局、本部を構成する組織以外の県の執行機関及び岩手県知事部局行政組織規則第3章に規定する広域振興局以外の出先機関（地方支部の構成機関を除く。）の協力を求めることができる。

別表第1（第5条関係）

本部に置く部並びに部長及び次長

部	部長に充てる職	次長に充てる職
[略]		
県土整備部	[略]	
復興部	<u>復興局長</u>	<u>復興局副局長</u>
国体・障がい者スポーツ大会部	[略]	
[略]		

別表第2（第6条、第7条関係）

本部の部に置く課等、課等の長及び主な担当業務

部	課等	課等の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
総務部	[略]		
	法務学事課	[略]	[略] 私立学校の被害調査及び応急対策に関すること。 災害応急対策に必要な法令の解釈及び運用の支援に関すること。
[略]			
政策地域部	[略]		
	情報政策課	情報政策課総括課長	通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。

	課	括課長	<p>。— <u>特定非営利活動を行う団体による支援の受入れの連絡調整に関すること。</u> <u>被災した外国人に対する支援に関すること。</u> <u>駐日外国公館からの問合せへの対応に関すること</u> 。— <u>海外からの視察に関すること。</u> <u>いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対策に関すること。</u></p>
	地域振興室	[略]	<p>[略] <u>鉄道関係の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>通信関係の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。</u></p>
環境生活部	環境生活企画室	[略]	<p>[略] <u>岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に関すること。</u></p>
	[略]		
	自然保護課	[略]	
	青少年・男女共同参画課	青少年・男女共同参画課総括課長	<p><u>被災した女性のための相談に関すること。</u> <u>性差別的取扱いに関する相談に関すること。</u></p>

	地域振興室	[略]	<p>[略] <u>鉄道関係の被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>いわて体験交流施設に係る被害調査及び応急対策に関すること。</u></p>
	科学 I L C 推進室	科学 I L C 推進室長	<p><u>大学等研究機関からの支援の申出等の受入れに関すること。</u> <u>他課等に対する応援に関すること。</u></p>
環境生活部	環境生活企画室	[略]	<p>[略] <u>岩手県営屋内温水プールの被害調査及び応急対策に関すること。</u> <u>岩手県環境保健研究センターに関すること。</u></p>
	[略]		
	自然保護課	[略]	

県民くらしの安全課	[略]	[略] 衛生施設（火葬場及び墓地に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
廃棄物特別対策室	[略]	
保健福祉部	保健福祉企画室	[略] 義援金に関すること。 <u>岩手県環境保健研究センターに関すること。</u>
健康国保課	[略]	[略] 被災地における医薬品の受払体制の <u>確立</u> に関すること。 <u>透析医療体制の確立</u> に関すること。 [略]

県民くらしの安全課	[略]	[略] 衛生施設（火葬場、墓地、 <u>死亡獣畜取扱場及びと畜場</u> に限る。）の被害調査及び応急対策に関すること。 [略]
廃棄物特別対策室	[略]	
若者女性協働推進室	若者女性協働推進室長	<u>被災した女性のための相談に関すること。</u> <u>性差別的取扱いに関する相談に関すること。</u> <u>海外からの支援の受入れの連絡調整に関すること。</u> ○ <u>特定非営利活動を行う団体による支援の受入れの連絡調整に関すること。</u> <u>被災した外国人に対する支援に関すること。</u> <u>駐日外国公館からの問合せへの対応に関すること。</u> ○ <u>海外からの視察に関すること。</u> <u>いわて県民情報交流センターに係る被害調査及び応急対策に関すること。</u>
保健福祉部	保健福祉企画室	[略] 義援金に関すること。
健康国保課	[略]	[略] 被災地における医薬品の受払体制の <u>確保</u> に関すること。 <u>透析医療の確保</u> に関すること。 [略]

地域福祉課	[略]	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に関する<u>こと及び同法の適用に基づく救助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>[略]</p> <p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関する<u>こと。</u></p> <p>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関する<u>こと。</u></p> <p>[略]</p> <p>防災ボランティア活動の支援に係る統括及び<u>防災ボランティアセンター</u>の活動の支援に関する<u>こと。</u></p>
-------	-----	---

[略]

児童家庭課	児童家庭課 総括課長	[略]
-------	---------------	-----

医療政策室	[略]	[略] <u>社団法人岩手県医師会等</u> に対する遺体の検案に係る応援要請に関する <u>こと。</u>
-------	-----	---

[略]

商工労働観光部 [略]

科学・ものづくり振興課	科学・ものづくり振興課 総括課長	<p>大学等研究機関からの<u>支援の申出等の受入れに関する<u>こと。</u></u></p> <p>他課等に対する応援に関する<u>こと。</u></p>
-------------	---------------------	---

地域福祉課	[略]	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用に基づく救助（応急仮設住宅の建設及び修理を除く。）に関する<u>こと。</u></p> <p>[略]</p> <p>避難所及び避難者の把握及び応急対策に関する<u>こと。</u></p> <p><u>岩手県災害福祉広域支援推進機構</u>に関する<u>こと。</u></p> <p><u>岩手県災害派遣福祉チームの派遣及び活動支援</u>に関する<u>こと。</u></p> <p>被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に関する<u>こと。</u></p> <p>[略]</p> <p>防災ボランティア活動の支援に係る統括及び<u>災害ボランティアセンター</u>の活動の支援に関する<u>こと。</u></p>
-------	-----	---

[略]

子ども子育て支援課	子ども子育て支援課 総括課長	[略]
-----------	-------------------	-----

医療政策室	[略]	[略] <u>一般社団法人岩手県医師会等</u> に対する遺体の検案に係る応援要請に関する <u>こと。</u>
-------	-----	---

[略]

商工労働観光部 [略]

ものづくり自動車産業振興課	ものづくり自動車産業振興課 総括課長	<p>他課等に対する応援に関する<u>こと。</u></p>
---------------	-----------------------	--------------------------------

	[略]	
[略]		
県土整備部	[略]	
国体・障がい者スポーツ大会部	競技式典課	[略]
[略]		
東京連絡部	[略]	[略] 首都圏において被災し、帰宅が困難となった県民の支援に関すること。
[略]		
教育部	[略]	
	スポーツ健康課	[略] 被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理の <u>指導</u> に関すること。 [略]
[略]		

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

	[略]		
[略]			
県土整備部	[略]		
復興部	復興推進課	復興推進課総括課長	部内各課の統括に関すること。 他課等に対する応援に関すること。
	まちづくり再生課	まちづくり再生課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	産業再生課	産業再生課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
	生活再建課	生活再建課総括課長	他課等に対する応援に関すること。
国体・障がい者スポーツ大会部	競技式典課	[略]	障がい者スポーツ大会課総括課長
[略]			
東京連絡部	[略]	[略]	[略] 首都圏において被災し、帰宅が困難となった県民への情報提供等必要な支援に関すること。
[略]			
教育部	[略]		
	スポーツ健康課	[略]	[略] 被災学校における感染症発生状況調査及び保健管理並びに保健指導に関すること。 [略]
[略]			

備考 次の表の担当業務の欄に掲げる業務を統括する課等及び連携が必要な課等は、同表の統括する課等の欄及び連携が必要な課等の欄に掲げるとおりとする。

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
被災者からの相談への対応	[略]	広聴広報課 <u>青少年・男女共同参画課</u>
[略]		
防災ボランティアに係る調整	[略]	<u>NPO・文化国際課</u>
[略]		
避難者への支援	[略]	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 <u>児童家庭課 観光課</u> 教育企画室 生涯学習文化課
[略]		

別表第3 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機関	機関の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
環境生活部	岩手県立県民生活センター	[略]	[略] <u>生活関連物資等の調達（災害時における応援協定に基づくものに限る。）に関する</u> こと。 [略]
保健福祉部	岩手県環境保健研究センター	岩手県環境保健研究センター所長	<u>衛生試験検査に関する</u> こと。
	岩手県精神保健福祉センター	[略]	
[略]			

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
[略]		
岩手県	[略]	県南広域振興局経営企画部 県南広域

担当業務	統括する課等	連携が必要な課等
被災者からの相談への対応	[略]	広聴広報課 <u>若者女性協働推進室</u>
[略]		
防災ボランティアに係る調整	[略]	<u>若者女性協働推進室</u>
[略]		
避難者への支援	[略]	地域福祉課 長寿社会課 障がい保健福祉課 <u>子ども子育て支援課</u> 観光課 教育企画室 生涯学習文化課
[略]		

別表第3 (第6条、第7条関係)

本部の部に置く機関、機関の長及び主な担当業務

部	機関	機関の長に充てる職	主な担当業務
[略]			
環境生活部	岩手県環境保健研究センター	岩手県環境保健研究センター所長	<u>衛生試験検査に関する</u> こと。
	岩手県立県民生活センター	[略]	[略] <u>岩手県生活協同組合連合会との協定に基づく生活物資の調達に関する</u> こと。 [略]
保健福祉部	岩手県精神保健福祉センター	[略]	
[略]			

別表第5 (第15条、第17条関係)

地方支部の名称等

名称	所管区域	構成機関又は組織
[略]		
岩手県	[略]	県南広域振興局経営企画部 県南広域

災害対策本部 奥州地方支部	振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務部 県南広域振興局土木部 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立胆沢病院 岩手県立江刺病院 県南教育事務所 岩手県立水沢高等学校 岩手県立水沢農業高等学校 岩手県立水沢工業高等学校 岩手県立水沢商業高等学校 岩手県立前沢高等学校 岩手県立金ヶ崎高等学校 岩手県立岩谷堂高等学校 岩手県立前沢明峰支援学校 岩手県水沢警察署 岩手県江刺警察署
[略]	

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
[略]		
福祉班	[略]	[略]
保健環境班	[略]	
[略]		

別表第7（第23条関係）

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	[略] 本部の組織編成に関すること。 その他本部支援室長が特に命ずること。
対策班	[略]

災害対策本部 奥州地方支部	振興局総務部 県南広域振興局県税部 県南広域振興局保健福祉環境部 県南広域振興局農政部 県南広域振興局林務部 県南広域振興局土木部 岩手県県南家畜保健衛生所 岩手県立胆沢病院 岩手県立江刺病院 県南教育事務所 <u>岩手県立杜陵高等学校奥州校</u> 岩手県立水沢高等学校 岩手県立水沢農業高等学校 岩手県立水沢工業高等学校 岩手県立水沢商業高等学校 岩手県立前沢高等学校 岩手県立金ヶ崎高等学校 岩手県立岩谷堂高等学校 岩手県立前沢明峰支援学校 岩手県水沢警察署 岩手県江刺警察署
[略]	

別表第6（第19条関係）

地方支部に置く班並びに班長及び構成機関又は組織

班	班長に充てる職	構成機関又は組織
[略]		
福祉環境班	[略]	[略]
保健医療班	[略]	
[略]		

別表第7（第23条関係）

本部支援室の構成及び主な担当業務

班名	主な担当業務
統括班	[略] 本部の組織編成に関すること。 <u>災害救助法の適用に関すること。</u> <u>市町村からの問合せに関すること。</u> <u>通信回線、通信機器の確保及び設置運用に関すること。</u> <u>Web会議システムの設置及び運用に関すること。</u> <u>ヘリコプターテレビ映像の受信、配信、記録及び整理に関すること。</u> <u>防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関すること。</u> その他本部支援室長が特に命ずること。
対策班	[略]

	<p>ヘリコプターの運用統制及び調整に関すること。</p> <p>緊急消防援助隊及び消防活動に関する調整本部の運営に関すること。</p>
情報班	<p>[略]</p> <p>情報図の作成に関すること。</p> <p>本部支援室各班へ提供する状況資料の作成及び配布に関すること。</p> <p>国への被害報告に関すること。</p>
通信班	<p>通信回線、通信機器の確保及び設置運用に関すること。</p> <p>Web会議システムの設置及び運用に関すること。</p> <p>ヘリコプターテレビ映像の受信、配信、記録及び整理に関すること。</p> <p>防災関係機関や応援部隊との通信環境の整備に関すること。</p> <p>活動記録に関すること。</p>
広報班	<p>[略]</p> <p>放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関すること。</p>
総務班	<p>[略]</p> <p>政府調査団、大臣等の視察に関すること。</p> <p>緊急通行車両証明書の発行手続きに関すること。</p> <p>その他本部支援室運営に係る事務に関すること。</p>

	<p>ヘリコプター等の運用統制及び調整に関すること。</p> <p>消防応援活動調整本部の運営に関すること。</p> <p>活動状況図の作成に関すること。</p>
情報班	<p>[略]</p> <p>災害状況図の作成に関すること。</p> <p>総合クロノロジーの作成及び管理に関すること。</p> <p>国への被害報告に関すること。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察における災害状況資料の作成に関すること。</p> <p>本部員会議資料の作成に関すること。</p>
広報班	<p>[略]</p> <p>放送事業者及び新聞事業者に対する放送要請及び報道要請に関すること。</p> <p>政府調査団、大臣等の視察における要望書の作成に関すること。</p> <p>活動記録に関すること。</p>
総務班	<p>[略]</p> <p>政府調査団、大臣等の視察の統括に関すること。</p> <p>緊急通行車両証明書の発行手続きに関すること。</p> <p>災害派遣等従事車両証明書の発行手続きに関すること。</p> <p>その他本部支援室運営に係る事務に関すること。</p>
受援班	<p>人的支援及び物的支援の要請に関すること。</p>

--	--

<p>人的支援の申出の受付に関すること。</p> <p>人的支援に係る各部との調整に関すること。</p> <p>被災地における支援の需要の把握に関すること。</p> <p>応援のため派遣される職員の宿泊場所及び駐車場のあっせんに関すること。</p>
--

備考 受援班は、全国の自治体からの応援の受け入れについて、本部長が必要と認めるときに限り設置する。

別表第8 (第27条関係)

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	秘書広報部	秘書課、 <u>広聴広報課</u>
	総務部	総務室、 <u>法務学事課</u> 、 <u>管財課</u> 、 <u>総合防災室</u>
	政策地域部	政策推進室、 <u>地域振興室</u>
	環境生活部	環境生活企画室、 <u>環境保全課</u> 、 <u>自然保護課</u> 、 <u>県民くらしの安全課</u>
	[略]	
	農林水産部	農林水産企画室、 <u>農村建設課</u> 、 <u>林業振興課</u> 、 <u>森林整備課</u> 、 <u>森林保全課</u> 、 <u>漁港漁村課</u>
	県土整備部	県土整備企画室、 <u>道路環境課</u> 、 <u>砂防災害課</u> 、 <u>河川課</u> 、 <u>都市計画課</u> 、 <u>下水環境課</u> 、 <u>建築住宅課</u> 、 <u>港湾課</u> 、 <u>空港課</u>
	国体・障がい者スポーツ大会部	[略]
	[略]	
	地方支部	[略]
	<u>福祉班</u>	[略]
	<u>保健環境班</u>	
	[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

別表第8 (第27条関係)

指定職員配備体制に当たる課等及び公所

区分	部及び班	指定職員配備体制に当たる課等及び公所
本部	秘書広報部	秘書課、 <u>広聴広報課</u>
	総務部	総務室、 <u>法務学事課</u> 、 <u>管財課</u> 、 <u>総合防災室</u>
	政策地域部	政策推進室、 <u>情報政策課</u> 、 <u>地域振興室</u>
	環境生活部	環境生活企画室、 <u>環境保全課</u> 、 <u>自然保護課</u> 、 <u>県民くらしの安全課</u>
	[略]	
	農林水産部	農林水産企画室、 <u>農村建設課</u> 、 <u>林業振興課</u> 、 <u>森林整備課</u> 、 <u>森林保全課</u> 、 <u>漁港漁村課</u>
	県土整備部	県土整備企画室、 <u>道路環境課</u> 、 <u>砂防災害課</u> 、 <u>河川課</u> 、 <u>都市計画課</u> 、 <u>下水環境課</u> 、 <u>建築住宅課</u> 、 <u>港湾課</u> 、 <u>空港課</u>
	復興部	<u>復興推進課</u>
	国体・障がい者スポーツ大会部	[略]
	[略]	
地方支部	[略]	
	<u>福祉環境班</u>	[略]
	<u>保健医療班</u>	
	[略]	